

入居前のお問い合わせ内容の中で、もっとも多くいただくご質問について Q & A形式でお答えいたします！

1. Q：入居後の定期受診、緊急受診対応は家族が対応をしなくてははいけませんか？

A：宮津与謝管内の病院受診は協力医療機関（宮津武田病院）以外は通院介助費等有料となりますが職員対応可能です。

2. Q：夜間に体調不良（発熱、嘔吐、腹痛・転倒等）が起きた場合はどのように対応していただけますか？

A：夜勤勤務者が看護師に連絡（オンコール対応）し、施設に出向き状態を確認します。その後状態に合わせ救急車要請（緊急搬送）または施設社用車にて緊急受診を行います。主治医が往診医の場合には担当医に連絡し指示を仰ぎ対応します。

3. Q：入居後に入院した場合は退去をしなくてはならないですか？

A：入院をされても退去の必要はないです。もし、入退院を繰り返されたとしても家賃・管理費の費用は掛かりますが、ご家族様からの退去申し出がない限り、施設に戻ってこれまで通りの生活を継続していただけます。

4. Q：最期まで施設で生活をさせて頂くことは出来ますか？

A：看取りの介護を行っていますので最期まで生活して頂けます。入居者様のADL（日常生活動作）が下降線をたどって終末期を迎える段階になった時点で住み慣れた施設で最期まで過ごすことを希望された場合にこれまでの主治医が往診不可でしたら往診可能な主治医に変更いただき対応させて頂きます。医師の知見に基づき、回復の見込みがないと判断された時に延命措置を望まれないようなら医師・ご家族様・施設職員で看取りカンファレンスを行い、ご家族様の希望・意向に沿えるよう援助させていただきます。ご面会・付き添いはご家族様の可能な限り行っていただけます。（宿泊も可能）

5. Q：入居一時金について教えてください。

A：標準プラン（2,462,900円）の場合、初期償却（662,900円）があり、残り（1,800,000円）を6年間で月々家賃に充当して償却します。6年以内にご退去された場合、日割り計算で返還させていただきます。6年後も入居を継続されます方は家賃改定がない限り55,000円のままで、新たに入居一時金の支払いは必要ありません。



TEL:0772-45-1120
FAX:0772-45-1121